

<件名>

【教育長メッセージ】2学期の市立学校における教育活動の在り方について

<本文>

保護者 様

保護者の皆様におかれましては、日頃より本市の教育活動並びに新型コロナウイルス感染症対策への多大なるお力添えをいただき、誠にありがとうございます。

現在、新型コロナウイルスの変異株（デルタ株）の新規感染者数が全国的に増加しており、これまでに経験したことのない感染拡大の局面を迎えています。従来子どもは感染しにくいと考えられておりましたが、本市でも、この夏季休業期間中、家庭内感染のみならず、学習塾やスポーツ少年団等において、子どもたちの感染が相次いで確認されていることに強い危機感を覚えているところでございます。

このような大変厳しい状況の中、新しい学期を迎えることになりましたが、学校は、学習機会や学力の保障のみならず、全人的な発達・成長を保障する役割や、子どもたちの居場所、セーフティーネットとしての身体的・精神的な健康を保障するという役割も担っております。この役割の重要性を鑑み、さいたま市教育委員会では、熟慮を重ねた上、予定通り8月26日(木)に始業式を行い、以下のとおりさいたま市立学校の2学期を開始することといたしました。

これまで以上の警戒感をもち、GIGA スクール構想により実現した ICT 環境を最大限に活用しながら、児童生徒の心身の健康と学習保障の両立を図ってまいりますので、御理解御協力のほど、よろしくお願いたします。

1 基本方針

- (1) 感染防止対策に万全を期して学校の教育活動を継続し、児童生徒の学びを止めません。
- (2) 学校における通常授業とタブレット等を活用した自宅での同時双方向のオンライン授業を併せた「ハイブリッド授業」を実施します。

2 基本的な感染症対策の徹底

- (1) 学校における対策
 - ・「新型コロナウイルス感染症に対応した さいたま市学校教育活動実施マニュアル(2021. 3. 23 第6版)」の内容を再度確認し、学校での感染症対策のさらなる徹底を図ります。
 - ・各教科等において、感染防止対策を講じてもお感染のリスクが高い活動については、行いません。(音楽「室内で児童生徒が近距離で行う合唱及びリコーダーや鍵盤ハーモニカ等の管楽器演奏」、家庭・技術・家庭「児童生徒同士が近距離で活動する調理実習」など)
 - ・給食等の食事をする場面では、マスクは喫食直前に外し、黙食とします。
- (2) 家庭における対策
 - ・発熱や倦怠感、喉の違和感などの風邪症状があり、普段と体調が少しでも異なる場合には、自宅での休養をお願いします。
 - ・同居の家族に同様の症状が見られる場合も登校を控えてください。
 - ・登校時や登校後に風邪症状が見られた場合には、ただちに帰宅し、症状がなくなるまで自宅で休養することになりますので御了承ください。
 - ・塾や習い事等での感染も多いことから、これらの施設において陽性者が確認された場合、保健所による濃厚接触者等の確認がされるまでは登校を控えるようお願いします。

3 ハイブリッド授業の実施

(1) 2 学期の始業から、緊急事態宣言期間中、通常登校を希望する児童生徒には学校における通常授業を行い、登校を控えることを希望する児童生徒にはオンライン授業を実施します。

(2) タブレットの持ち帰りや、必要に応じてルーターの貸与を行います。

(3) オンライン授業に参加した場合は、欠席とはいたしません。

(4) 御家庭でのオンライン授業の参加方法については、さいたま市立教育研究所のホームページに掲載した資料「[家庭向け] Teams を活用した家庭でのオンライン授業の方法」を御参照ください。

<http://www.saitama-city.ed.jp/onlinejugyou.pdf>

(5) オンライン授業を希望する場合は、後ほど各学校から発出される学校安心メールに記載された方法（Forms 等のアンケート機能）により、学校に対してお申し出ください。8月25日(水)から受付を開始します。

4 学校行事

(1) 始業式等の全校集会については、児童生徒が体育館等に一堂に会することは避け、校内放送やICTを活用して行います。

(2) 文化祭、体育祭等については、可能な限り実施したいと考えていますが、今後の感染状況等によっては、急な変更や中止をせざるを得ない場合がありますので御了承ください。また、不特定多数の来客を入れるような「一般公開」は行いません。

(3) 修学旅行等、泊を伴う校外行事については、緊急事態宣言期間中の実施は難しいと考えますが、児童生徒の心情を踏まえ、保護者の方々の十分な理解を得た上で、延期又は中止を含めて検討します。

(4) 遠足等、泊を伴わない校外行事については、県内で行う場合は、万全な感染防止対策を講じるとともに、保護者の方々の十分な理解を得るなどした上で実施します。しかしながら、緊急事態宣言期間中は、県境を越えるものについては、延期又は中止とします。

5 部活動

部活動については、生徒の接触機会を削減するため、緊急事態宣言期間中は、活動の規模を週2回以内と縮小し、感染防止対策を徹底して実施します。ただし、感染症対策を講じた上で、なお感染リスクが高い活動については、実施を見送ります。

6 給食

給食については、8月27日(金)から実施します。オンライン授業を希望する児童生徒の給食費については、連続6日以上欠食する場合、届出日の翌々日から日割り計算で返金します。なお、恐れ入りますが、8月中の給食費については返金しないものとしますので御了承ください。

新学期の開始を心待ちにしている子どもたちも多い反面、どこに危機があるか分からないコロナ禍の状況で終わりの見えない中、悩みや不安を抱えている子どもも決して少なくないのではないかと大変心配しております。

各御家庭におかれましても、お子様の「体調不良」や「情緒不安定」「食欲不振」などのSOSを見逃さず、ただちに学校や関係機関に相談するようお願いいたします。教育委員会では、家庭と学校が連携し、お子様の悩みや不安が解消されるよう全力を尽くしてまいります。

さいたま市教育委員会 教育長 細田眞由美